

2025年9月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2025年9月16日(火) 11:00

◎伊藤淳一議員の一般質問(60分)

1. 手話言語条例の制定について
2. 災害対策について
住宅耐震化対策
個別避難計画
3. マイナ保険証について
最新情報の周知
スマホ保険証
保険料滞納者への対応



伊藤淳一議員への答弁と再質問

※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 保健福祉局長
- 危機管理監
- 伊藤議員
- 保健福祉局長
- 伊藤議員
- 危機管理監
- 伊藤議員
- 危機管理監
- 伊藤議員
- 保健福祉局長
- 伊藤議員
- 保健福祉局長
- 伊藤議員
- 保健福祉局長
- 伊藤議員
- 財政変革局長

- 伊藤議員
- 財政変革局長
- 伊藤議員

伊藤淳一議員の一般質問

日本共産党の伊藤淳一です。会派を代表して一般質問を行います。

最初に北九州市手話言語条例の制定についてです。

手話に関する施策の推進に関する法律案（手話施策推進法）が令和 7 年 6 月 13 日に参議院、同月 18 日に衆議院において、全会一致で可決・成立し、同月 25 日に公布・施行されました。

全日本ろうあ連盟は 6 月 19 日に衆院第 1 議員会館で報告会を開催し、ろうあ者を支援する人々や超党派の議員が参加しました。同連盟の石野参与は、手話が「猿まね」と揶揄され、言語として認められず、ろうあ者が悔しい思いをし、抑圧された歴史を経て、手話施策推進法の成立が実現したことを「夢が形になって現実のものとなった」と喜び、同時に「ゴールではない。スタートだ」と強調し、さらなる運動の継承と継続を呼びかけました。

内閣府政策統括官等からの通知「手話に関する施策の推進に関する法律の施行について」（令和 7 年 6 月 25 日）は、手話の習得及び使用する者の意思の尊重、またそれに関する必要かつ合理的な配慮の適切な実施を可能とするための環境の整備、手話文化の保存、継承及び発展、並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るため、適切な対応を講じるよう配慮を求めています。また、指定都市の市長には、関係機関・団体及び住民に対して、指定都市教育委員会教育長においては所管の学校に対して、本法制定の経緯及び内容を広く周知するよう求めています。

これを受け、7 月 1 日、特定非営利活動法人北九州市聴覚障害者協会の大澤五恵理事長は、「北九州市に以前よりお願いし続けております「手話言語条例」の制定は喫緊の課題となっています。政令指定都市である北九州市として、どのように施策を実施するのかを含め、当事者団体と密に連携を取り、早急に協議を重ねていただき、「手話言語条例」の早期制定をご英断いただきたくお願いいたします」と述べておられます。

本市として手話言語条例を制定する時期に来ていると思いますが、見解を伺います。(①)

次に災害対策について質問します。

最初に住宅の耐震化対策についてです。

能登半島地震では、直接死の 8 割以上が、阪神・淡路大地震（1995 年）と同様に建物の倒壊によるものでした。熊本地震においても、住宅倒壊の被害は大きな問題になりました。

本市の耐震改修促進計画は 2020 年（令和 2 年）までに住宅の耐震化率 95%、2025 年におおむね解消することを目標とした 2016 年（平成 28 年）国の方針を踏まえたものであり、本年度が最終年度となっています。北九州市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

ラム 2025 では、2025 年度の住宅に対する耐震改修工事費補助戸数は 22 戸としています。令和 7 年度予算では、木造住宅の耐震改修費の補助上限額を 1 件当たり 100 万円から 115 万円に引き上げて取り組んでいます。「2025 年にほぼ 100%にしてことを目指す」という本市（国）の目標に対し、その達成見込みと今後の対策について伺います。（②）

次に個別避難計画作成促進事業について質問します。

2021 年（令和 3 年）5 月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成が市町村に努力義務とされました。

本市においては、2022 年度（令和 4 年）より予算化し、2023 年（令和 5 年）3 月末時点では、避難行動要支援者 674 人のうち、389 人分の個別避難計画が作成され、作成率は 57.7%になりました。わたくしは 2023 年 6 月議会において、「避難所開設・運営事業」と「個別避難計画作成促進事業」の取り組みを促進する必要性や重要性について取り上げました。

2024 年（令和 6 年）3 月末時点では、避難行動要支援者 647 人のうち、437 人分の個別避難計画が作成され、作成率は 67.5%と前年より約 10 ポイント上昇しています。

また、2025 年（令和 7 年）3 月末時点では、避難行動要支援者 730 人のうち、502 人分の個別避難計画が作成され、作成率は 68.8%と過去最高を更新しました。

しかし、避難行動要支援者名簿掲載者数が周辺自治体と比較しても非常に少なくなっています。例えば、福岡市 23,743 人、久留米市 4,008 人、大牟田市 2,587 人、直方市 1,781 人、飯塚市 4,379 人です。このような乖離が生じている理由と、これでは作成率の比較評価が困難だと考えますが、見解を伺います。（③）

最後に、「マイナ保険証について」3 点伺います。

まず、マイナ保険証の制度内容の整理と周知徹底についてです。

従来の被保険者証は、新規発行が 2024 年（R6 年）12 月 2 日で停止され、北九州市の国民健康保険と福岡県後期高齢者医療制度では、使用有効期限も 2025 年 7 月 31 日迄となっています。

しかし、国民健康保険（国保）加入者の 7 割に当たる約 1700 万人及び後期高齢者医療制度の加入者全員は、既に有効期限が切れています。国保の有効期限は自治体によって異なりますが、健康保険組合や協会けんぽなどの保険証についても、2025 年 12 月 1 日までしか使用することが出来ません。

また、マイナ保険証の登録者は、マイナンバーカードの電子証明書更新手続きも必要になっています。

従来の保険証の有効期限が切れたら、マイナ保険証がないと受診できないと思い込んでいる人がたくさんおられます。

その主な原因は、厚労省が 2024 年 5 月から 7 月をマイナ保険証の「利用促進集中取組月間」とし、12 月の保険証廃止に向け利用拡大キャンペーンを展開してきたことにあります。このキャンペーンでは、医療機関や薬局の窓口で「健康保険証をお持ちですか」に替えて「マイナ保険証をお持ちですか」「次回はマイナ保険証をお持ちください」と声をかける

よう促し、マイナ保険証の利用者が増えた医療機関には対価として一時金を支給するというものでした。

多くの健康保険証は 7 月末が有効期限になっていますが、各自治体は、マイナ保険証を持っている人には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を持っていない人には「資格確認書」を交付することになっています。また、厚生労働省は、後期高齢者医療の加入者全員に対し、申請をせずとも 2026 年 7 月まで資格確認書を交付するとしています。

このような事態の中で、多くの患者の方々がどの方法で受診すればよいのか戸惑っています。

厚労省は現場の混乱を避けるために、国保加入者と後期高齢者は、2026 年 3 月まで期限切れの保険証でも資格が確認できれば保険診療を受けられるように変更しました。また、国民健康保険加入者に限り、2026 年 3 月まで「資格情報のお知らせ」でも保険診療を受けられることになりました。(事務連絡 2025 年 6 月 27 日付)

政府がマイナ保険証への移行を強行し、ルール変更を重ねた結果、制度が複雑になり、利用者に混乱を招いています。今一度、最新の制度内容を整理し、わかりやすく周知徹底していく必要があると考えます。見解を伺います。(④)

次に医療機関の窓口での混乱についてです。

スマートフォンを健康保険証として使う「スマホ保険証」が 9 月中旬から準備の整った医療機関から順次導入される予定です。

しかし、2023 年 5 月にアンドロイド、今年 6 月 24 日に iPhone のマイナンバーカード機能搭載が始まったことで、スマートフォンにマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない状態でも、マイナ保険証として使えると誤解して、窓口でスマホを提示する人たち(患者)が増えています。デジタル庁によると、今年 6 月時点でカード保有者の 86.3% がマイナ保険証に登録を済ませており、今後、スマホ保険証を提示する患者が増えることは十分に予想されます。

問題は医療現場での準備状況を行政が把握できていないことです。マイナ保険証向けの顔認証付きカードリーダー 5 機種のうち、スマホ対応済みなのは 1 機種しかありません。そのため、新たに読み取り機を用意する必要がある医療機関は多いとみられています。厚労省は 8 月から購入補助を始めましたが、スマホ対応が遅れれば窓口での患者とのトラブルがさらに多発し、現場は混乱するばかりです。国に対し、医療機関側の準備が間に合わないうちにスマホの利用開始を強行しないことを強く求めるべきです。見解を求めます。(⑤)

最後に保険料滞納者への対応について伺います。

2024 年 (R5) のマイナンバー法等の改正により、健康保険証が廃止され、「保険証の返還」を自治体に義務付けた根拠条文がなくなりました。これに伴い、これまで保険料滞納者に交付していた短期被保険者証の仕組みは廃止となり、新たに「特別療養費の支給」、すなわち医療費をいったん「10 割負担」し、申請により保険給付分の金額を支給する制度に変更となりました。厚労省は本制度発動前に「納付の勧奨」や「相談機会の確保」を行うよう自治体に義務付けており、その法律に基づく厚労省国保課長通知(2024 年 9 月 20 日)

や高齢者医療課長通知（2024年11月15日）は、「特別療養費の支給」すなわち「10割負担」のペナルティについて、「事業の休廃止や病気など保険料（税）を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している世帯主等」に対し「納付相談の機会を確保する」ために行うものであると強調しています。「機械的な運用」はせず、「特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行う」ものであることを何度も記述しています。

さらに「通知」では「特別療養費の支給に係る留意点」として、いきなりペナルティを課すのではなく、滞納世帯に納付勧奨のための通知を送ったり、自治体職員による電話や訪問を行ったり、対面・電話による納付相談の機会を設けるように求めています。そして、滞納者と接触できた場合には、その生活実態を詳細に把握するとともに、「保険料（税）減免」や「徴収猶予」の制度があることを知らせ、「生活保護や多重債務問題等の庁内相談の窓口」を案内するなど、生活困窮者を救済する制度を紹介するよう自治体に要請しています。これらの記述は、かつて全国各地で問答無用の無慈悲な保険証の取り上げが横行し、国民から大きな批判が起こった経験を踏まえたものと言えます。この通知の内容は、職員間でしっかりと共有し、確実に実践していくべきだと考えますが、答弁を求めます。（⑥）

伊藤淳一議員の一般質問 答弁と再質問

[住宅の耐震化について]

■市長

まず私から、項目2つ目、災害対策について、住宅の耐震化について、2025年にほぼ100パーセントにしていくという目標に対して、達成見込みと対策についてお尋ねございました。

能登半島地震で多くの家屋倒壊を目の当たりにし、改めて、生活の基盤には安心が大事であるということを再認識させられたところでございます。

安らぐまちの実現に向けましては、市民の皆様の生命財産を守るため、建物の耐震化を進めていくことは大変重要でございます。

北九州市では、建物の耐震化を促進するため、北九州市耐震改修促進計画に基づきまして、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

具体的には、市民の皆様への啓発を目的としたセミナー等の開催や、1981年以前に建てられた旧耐震基準の住宅を対象に耐震診断の実施を促すことや、耐震改修工事費の補助等を行っているところでございます。

令和7年度予算では、耐震改修工事にかかる所有者の方々の経済的な負担を軽減するため、補助上限額を1件当たり100万円から115万円に引き上げることに加えまして、補助対象件数を2倍以上に拡大いたしまして、耐震化に取り組んでいるところであります。

議員お尋ねの住宅の耐震化の目標達成見込みにつきましては、計画策定時、すなわち平成20年度の耐震化率78.6パーセントから、直近に公表された住宅土地統計調査のデータを用いた令和5年度末の試算値で約94パーセントに達しており、令和7年度末の目標であるおおむね解消に着実に近づいております。なお、これは全国平均の約90パーセントを大きく上回るものでございます。

他方、国では、全国的な耐震化の状況を踏まえまして、耐震化に関する基本的な方針を改めまして、住宅の耐震化の目標年次を令和12年から令和17年まで延長したところであります。

北九州市では、耐震改修促進計画が今年度末で期限を迎えますことから、計画改定の作業に着手しておりまして、国の方針改定も踏まえ、耐震化の目標や促進するための施策を検討しているところでございます。

今後も引き続き、計画に位置づけた施策を着実に実施することで、さらなる住宅の耐震化を推進してまいります。

[マイナ保険証について]

次に、大項目3つ目のマイナ保険証についてお尋ねございました。

政府がマイナ保険証への移行を強行した結果、制度が複雑になり、利用者に混乱を招いていると、制度内容を整理し、分かりやすく周知していくべきとのお尋ねでございました。

昨年12月2日にマイナンバー法等の一部改正法が施行されたことによりまして、健康保険証とマイナンバーカードの一本化が実証され、いわゆるマイナンバー保険証を基本とする仕組みに移行いたしました。

しかしながら、保険証が廃止された後におきましても、引き続き市民の皆様が安心して医療を受けられる環境が維持されることは大変重要であると考えております。

北九州市の国民健康保険では、今年7月31日をもって従来の保険証は廃止となるため、8月1日までに前の保険証を保有している方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証を保有していない方には従来の保険証の様式と同様の「資格確認書」を、それぞれ一斉に交付したところでございます。

8月1日以降、保険証からマイナ保険証に移行することにつきましては、これまでも市のホームページで随時お知らせするとともに、全被保険者に送付をするパンフレット、国保の手引き、市内医療機関等に掲示するポスター、保険証更新の直前には、より具体的にご理解をいただけるよう、市政だよりにて特集記事を掲載するなどして周知を図ってきたところでございます。

さらに、マイナ保険証を保有されている方々には、「資格情報のお知らせ」に加え、医療機関受信時の留意点を掲載したチラシも同封して注意喚起を図ってまいりました。

なお、後期高齢者医療制度についても同様の取り組みを行ってまいりました。

こうした候補に加え、区役所の窓口におきましても分かりやすく丁寧な説明を行うなどの取り組みの結果、例年7月の保険証更新の時期に多かった問い合わせ件数は、今年度、「資格確認書」などへの移行にもかかわらず減少しており、大きな混乱は生じてないというふう聞いております。

ちなみに、具体的に言いますと、被保険者数が最も多い八幡西区の区役所におきましては、前年の窓口と電話合わせて相談件数1689件が、今年度は782件と、前年比46パーセントとおおむね半減をしているところであります。

また、国は、今年6月、今年度中は有効期限切れの保険証を持参した場合でも保険資格を確認できれば通常の負担割合で受診できる旨を医療機関に通知しているところであります。

なお、この対応は患者の皆様側に配慮した暫定的なものであり、マイナ保険証を基本とする仕組みが変わったものではございません。

マイナ保険証への移行は、国民健康保険、国民健康保険のみならず、健康保険制度全体の大きな転換期でございます。

こうしたことから、今後も引き続き、分かりやすく丁寧に、さまざまな機会を捉えて広報に努めてまいります。

私から以上となります。残りは関係局長等からお答えをいたします。

[手話言語条例の制定について]

■保健福祉局長

はい。私からは、大項目の1つ目と3つ目に順次お答えさせていただきます。

まず、大項目1つ目の手話言語条例の制定についてでございます。

聴覚に障害のある方が社会生活や自立を進めるにあたり、手話を含む様々な手法で意思疎通が円滑に行われることは大変重要なことと認識をしております。

これまで北九州市では、福岡県手話言語条例や北九州市障害者差別解消条例などにに基づき、1つには手話奉仕員等の要請や手話通訳者の派遣、また2つ目に当事者が手話などを学ぶ生活教室、また3つ目に出前講演や手話言語の国際デーでのブルーライトアップといった手話の普及啓発など、聴覚障害がある方への支援を実施してきました。

そのような中、国においては、今年の6月に手話施策推進法が交付、施行され、手話の習得や手話に対する理解促進などの基本理念が定められました。

この法律の中で、国及び地方公共団体の責務を明確化し、手話に関する施策を総合的に推進することとされたものでございます。

これを受けまして、北九州市では、今後の施策について検討するため、改めて聴覚障害者団体の皆様や支援団体、教育機関等にヒアリングを行ったところでございます。

このヒアリングにおいて、各団体からは、手話言語条例の制定のみならず、手話施策推進法等に基づき、まずは聴覚障害に関する理解促進や意思疎通手段の確保に関する施策をさらに推進してほしいといった声や、聞こえ方は1人1人異なり、手話や筆談、要約筆記など様々な意思疎通手段を使っているため、個々に応じたコミュニケーション支援を実施してほしいなどのご意見をいただきました。

このような意見を踏まえまして、北九州市としましては、今般施行されることとなった手話施策推進法や県の条例など関係関連法令に従って、関連法令に沿いまして、聴覚障害のある方への理解促進の取り組みなどをさらに推進しつつ、条例の制定につきましては、引き続き関係団体との丁寧な意見交換を続け、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

[マイナ保険証について]

次に、マイナ保険証に関するお尋ねの2点に順次お答えいたします。

まず、医療機関の窓口混乱を招くため、国に対してスマホ保険証の利用開始を強行しないよう求めるべきとのご質問でございます。

カードを持たなくてもスマートフォンで医療を受けられるという被保険者の利便性向上のため、国においては、希望する方が健康保険証としての利用登録がなされたマイナンバーカードをスマートフォンに登録することで、医療機関、薬局でスマートフォンを読み取り器にかざせば受付が可能となる仕組みの準備が進められております。

この仕組みは、今年9月19日から、読み取り機器の準備が整った医療機関、薬局より順次利用可能となる予定とされております。

なお、スマートフォンでの利用が可能となった医療機関、薬局につきましては、受付にスマホでもカードでもマイナ保険証で受付と表示のあるステッカーが掲示されるとともに、順次厚生労働省のホームページで公開する予定とのことでございます。

国は、スマートフォンによるマイナ保険証の利用を予定しているかたには、あらかじめ対応可能な医療機関を確認するよう呼び掛けております。

引き続き、安心して医療を受けられるよう、マイナ保険証を混乱なく使用できる環境の整備は大変重要と認識をしております。

一方で、スマートフォンでのマイナ保険証の利用については、国が医療保険制度の中で進めている取り組みでございます。

北九州市は一保険者であることから、国に対し導入延期を申し入れることは考えておりません。

次に、保険料滞納者への対応にあたりまして、「特別療養費の支給」に関する国の通知を共有し、確実に実践すべきとお尋ねでございます。

国民健康保険の運営にあたりましては、様々な事情で保険料を滞納している方に対して、保険料減免など個々の事情に応じた制度の案内を行うことは、被保険者が安心して医療を受けるために重要と考えております。

従来、国民健康保険料の滞納者には、保険証の代わりに「資格証明書」を交付後、窓口へ来ていただき、お困りの事情をお聞きすることや納付に関する相談を受けるなどをしておりました。

この「資格証明書」で受診した場合、医療費はいったん被保険者が全額負担することになりますが、後日、「特別療養費」として払い戻しを行うという仕組みでありました。

そのような中、昨年12月の健康保険証とマイナンバーカードの一体化に合わせた国からの通知により、「資格証明書」に代えて、「特別療養費支給のための資格確認書または資格情報のお知らせを交付する取扱い」へ変更がされました。

一方、北九州市の国民健康保険におきましては、令和4年度に、保険料の徴収、滞納整理業務を財政変革局へ移管し、保険の給付に関する業務と別の窓口で行うこととしました。

その結果、双方の窓口で相談の機会が増え、病気や失業といった保険料を納付できない特別な事情の把握が進んだところでございます。

このため、現時点では、北九州市国民健康保険の被保険者に、議員ご指摘の特別療養費の支給対象となっているかは存在していない状況でございます。

なお、滞納のある世帯については、現在でも、窓口相談の際に、減免制度の説明のほか、生活保護をはじめとする福祉制度への案内など、徴収、給付双方の窓口が連携してきめ細かく対応しているところでございます。

したがって、議員ご指摘の職員間の共有、実践はすでに対応しているものと認識しております。

今後も、徴収を担当している財政変革局とも連携しながら、適切な国民健康保険の運営に努めてまいりたいと考えております。私からは以上です。

[災害対策について]

■危機管理監

最後に、私からは、大項目2つ目の災害対策についてのうち、避難行動要支援者名簿の掲載者数が周辺自治体と比較しても非常に少ない、乖離が生じている理由と、乖離がある

と、個別避難計画の作成率の比較評価が困難だと考えるが、見解を伺うという質問に御答弁をいたします。

北九州市では、災害時に避難行動要支援者の命を守る取り組みといたしまして、避難行動要支援者名簿の登録や個別避難計画の作成を進めております。

現在、北九州市の名簿の登録者数は730名であります。

名簿の作成に当たりましては、国の取り組み指針の中で、高齢者や障害のある方等のうち、自ら避難することが困難であり、特に支援を要するものの範囲を設定し、個別避難計画の作成に取り組むことが適当である。

また、名簿の対象となる範囲を設定する場合は、要介護状態区分などの要件に加え、真に重点的優先的支援が必要と認める方が対象者から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けることが示されております。

こうした趣旨に鑑み、北九州市といたしましては、対象者の範囲を設定するに当たり、安全な場所に住んでいる方や既に支援体制が整っている方を対象外とするという考え方に立っております。

具体的には、要介護に以下などの方、ハザードエリアに居住していないか、医療機関や施設等に入所しているか、マンション等堅牢な建物の2階以上に居住の方、自治会等への個人情報の提供に同意を得られなかった方などを対象外というふうにしております。

このように、北九州市は、国の取組指針に基づきまして、地域の特性や実情を踏まえ、踏まえて対象者の範囲をきめ細かく設定しているところであり、結果として、北九州市の避難行動要支援者名簿の登録者数は周辺自治体に比べて少なくなっているものと認識をしております。

その上で、この取組において最も大切なことは、災害発生前に限られた時間、現実に限られたマンパワーの中で、真に支援を要する避難行動要支援者をいかに確実に避難させるかということといたしております。

こうした政策目的を最優先とし、市民の命を守ることに全力を尽くすものであります。

なお、北九州市としましては、対象外となった方につきましても、本人からの申し出や民生委員等からの情報に基づき、状況に応じて柔軟に対応できる仕組みを整えております。

いずれにしましても、避難に関する計画や準備等は、実際に災害に直面した場面でいかに円滑な避難につながるかという点を重視しながら、市民の命を守る、命を守ることを最優先に取り組んでいきたい、考えております。答弁は以上でございます。

【第二質問】

〔手話言語条例について〕

○伊藤議員

答弁ありがとうございます。まずは、手話言語条例についてお伺いいたします。

この件については、本議会においても、2014年9月議会でですね、手話言語法、仮称の制定を求める意見書、これを全会一致で採択されてるということが分かりました。

これから10年以上経過しております。今回の国のこの推進法、大きくですね、環境が変わる、大きく前に進んだのではないのでしょうか。

10年前と大きく変わってきたというのが現在だと思います。

私は先ほど、全国のですね、ろうあ連盟の石橋参与の紹介、あるいは北九州のですね、大澤五恵理事長のメッセージの内容を紹介いたしました。

大澤理事長は、この手話言語条例はもう喫緊の課題だと言っておられますし、手話言語条例の早期制定をご英断していただきたいと、こういう切実な願いをされてるわけですね。

先ほど言いましたように、本市としても、市議会で採択して10年が経つといった内容の中で、当局の答弁だけが変わらないといったような状況ですね。

色々やられてることは十分承知しておりますけども、今求められているのは、あるいは議会が求めているのは、この手話言語条例の制定ではないでしょうか。

この制定にあたって、全国のですね、全日本ろうあ連盟の石橋大吾理事長もコメントを出されておりますね。

感無量と、この手話施策推進法が全会一致でこの決定されたことに対して、感無量という言葉以外の言葉を見出すことができないと、非常なね、考えを持ってコメントされております。

私たちは、手話策推進法に定められた内容に基づく施策が実施されるよう行政や関係機関に働くことが重要であると。

先人たちの思いを受け継ぎ、私たちは、手話言語を獲得する、手話言語を学ぶ、手話言語で学ぶ、手話言語を使う、手話言語を守る、この5つの権利が完全に保障され、真の共生社会を築いていくことを、強く誓いますということ。

こういった、この間のですね、取り組み、そして今日に至るこの推進法の制定、そして、先ほど言いましたように、北九州においては、大澤五恵会長の喫緊の課題、そして早期制定をご英断いただくという言葉、こういったことから鑑みてですね、今こそ北九州がこの制定に踏み出すべきではないか、私はそういうふうに思っております。

全国を見ましても、この手話言語条例成立の自治体、9月5日現在ですけども、40都道府県22区390市143町12村、合計607自治体に広がってるんですね。どんどん今広がっております。

県内においても、福岡県、そして県内の7市9町1村、計18自治体がこの成立、条例成立をしております。

こういった流れの中で、かたくなに本市が条例を拒む、それに足を踏み出さない、その理由は一体何でしょうか。御答弁をお願いします。

■保健福祉局長

まず、今般、手話施策推進法が法律が制定され施行されたわけですがけれども、10年前に市議会で全会一致で制定に関する要望を出したというのは、平成26年9月議会での手話言語法の制定を求める意見書であったかと思えます。そういったこともあり、国の方で法律が制定されたものと認識をしております。

先ほども答弁をいたしました、様々、聴覚のある方への支援に関する取り組み、それから手話の普及啓発に関する取り組み、すでに様々実施しているところでございます。

ですが、今回の法の施行を受けて、また新たに手話の習得や手話に関する理解促進などの基本理念が定められ、その中で、手話に関する施策を総合的に推進するとされましたので、まずは、私どもは関係団体にお話を聞いた、意見を伺ったというところでございます。

ですので、このような意見を踏まえまして、今般施行されることとなった施策推進法や県の条例とか関連法令に沿って、聴覚障害のある方への理解促進の取り組みなどをさらに推進しつつ、条例の制定につきましては、引き続き関係団体との丁寧な意見交換を続けてまいりたいと考えております。私から以上でございます。

○伊藤議員

はい。丁寧な対応をしていくということで、その丁寧な対応も随分長い間続いているわけですが、そういった結論を出す時期ではないかというような質問してるんですね。

北九州の手話の日特別ライトアップ青い光が紡ぐ願いとして、毎年9月23日は、手話言語の国際デー、そして手話に関する施策の推進に関する法律が公布された本年6月25日より、日本では手話の日とすることとなりました。

こういうですね、イベントも北九州は予定しておりますね。

目的は、手話言語が音声言語と対等であることを認め、手話言語への意識を高めるために、国連総会で決議された手話言語の国際デーを広く市民に周知する、こういうことで行われます。大いにですね、こういったことは、これ全国的にも取り組まれるんですけども、やっていただきたいと思うんですね。

私、第一質問で、この通知の中で、指定都市の市長および教育長は、法律の内容を広く周知しなければいけないという通知が出てるんですけども、これ周知だけじゃなくてですね、「経過及び周知」なんですよ。

なんで周知だけじゃなくて経過もお知らせしていかなければいけないのか。

この歴史の中で、本当にですね、対象とされた方々のやっぱり強い思い、あるいは辛い思いがそこにあるわけです。

だからこそ、こういった経過も踏まえて対応していきましょう、そういったことになってるわけではないでしょうか。

そういった意味で、近々ですね、丁寧な対応されるということですけども、ぜひ、実現に向けてですね、勇気ある一歩踏み出していきたいと思います。

[住宅耐震化について]

次に移ります。住宅耐震化についてです。北九州においては、小倉東断層の地震に基づいて、全壊数及び半壊数等々のですね、その予想される数字も出ております。

だからこそ、この事業というのは進めていかなければいけないし、私の最初の質問にありましたように、やっぱりこの建物の倒壊というのが、大きなですね、被害をもたらしている原因になってるということは明らかであります。

また、南海トラフ地震の想定、この内容もですね、大きく変わってきております。

そういった意味で、先ほどですね、市長の答弁がありましたけども、国も今後10年以内に100パーセントに近づけて検討していくということです。

既に本市では、今年ですね、ほぼ100パーセントにするという目的の中で、確かにこの耐震化率ってのは上がってきてるんですね。

むしろ全国平均よりも上だと思います。しかし、それでよしとはされないような状況ではないでしょうか。

いち早くですね、国が、10年ですけども、前倒しでやはり達成していくというようなことも含めてですね、検討していただきたいと思います。

次にですね、個別避難計画です。先ほどの答弁の中で、北九州はですね、きめ細かい基準といいますか項目を設けて対応してる結果、非常にですね、その名簿掲載者数も少ないんだといったような答弁をいただきました。

そこで質問したいんですけども、北九州のようにそういった独自といいますか基準を設けてこの掲載者名簿を作ってるという自治体は他にあるのでしょうか。

■危機管理監

すいません、どこの都市かっていうのはちょっとはっきりした記憶はないんですけど、こういうふうにそれぞれの都市の特性に応じた個別の範囲を設けてると、要件を設けているということを聞いたことがあります。以上でございます。

○伊藤議員

その辺ははっきりさせていただきたいと思います。

県内でも北九州は突出してるんですよ、先ほど言いましたように、周辺の都市見てもですね。非常に少ないですね。飯塚市で4379人ですよ。福岡市で2万3743人。

こういったところをしっかりと比較していくためにも、そういったきめ細かい条件を作ってくださいということも結構ですけども、やはりその同じような条件でね、作成していくというのも非常に重要だと思います。

避難行動要支援者の対応として、先ほど述べられましたけども、3要件ありますよね。

1つは身体的要件、2つ目が地理的要件、3つ目が除外要件ということです。

これ、先ほどちょっと触れられました。その中でも北九州は、細かな項目を設けて対応した結果、730人だということです。

逆に言いますと、他の都市がしている基準というのがありますけども、仮にそれを北九州に適用していくならば、この730人ていうのはもっと広がると思うんですけども、実際どれくらいになるかということとはわかります。

■危機管理監

身体要件の該当者だけを言いますと、対象者は約4万人ということになります。以上でございます。

○伊藤議員

はい。いずれにしても、この個別避難計画は非常に重要でございます。私もこの間、議会で取り上げてまいりました。

この対象からですね、漏れて、そしてこういった我々の支援が行き届かないということがないようにですね、是非北九州にはお願いしたいと同時にですね、他都市との比較ができる、数字も示していただきたいと思います。

[マイナ保険証について]

次に、マイナ保険証に移ります。現場はほんとに大混乱です。政府はその場しのぎでですね、次から次と対応を変えてまいりました。マイナ保険証がない人には「資格確認書」、そしてある人には「情報のお知らせ」を出す。

この「情報」も、最初は保険診療には使えないというところでは、これも使えるようになったとかいうこと、そもそもですね、このマイナンバーカードの作る作らないは、これは本人の自由ですよ。

そういう風書いてあります。だから、両方しっかり対応していかなければいけないんですけども、無理にマイナ保険証、マイナカードに無理に持っていこうというところからですね、そして、それを短期間でやりあげる、不十分さが残っても強引に進めるというところから、いろんな困難が生じているわけです。

確かに、この間いろんな通達で変更が示されておりますけども、一般の市民の方はですね、ほとんど分かっておりません。最新の状況を何かこう分かりやすくグラフにして、これ全体をお知らせする、直近の1番最新情報ですね、それがいると思います。

そういった意味の質問ですけども、いかがでしょうか。

■保健福祉局長

マイナ保険証の移行に関する周知広報に関するお尋ねでございます。

先ほどの市長の答弁にもお答えしました通り、保険証からマイナ保険証に移行しますことにつきましては、これまでも市のホームページで随時お知らせをしております。

その他にも、保険証更新の直前に市政だよりにて特集記事を掲載したり、あとは保険証を保有されている方には、「資格情報のお知らせ」に加えて、医療機関受診時の留意点を掲載したチラシも同封して注意喚起を図ったというところでございます。

今後も、こういうその転換期で取り扱いがやっぱりまだわからないという方はいらっしゃると思いますので、必要に応じてきちんと周知、広報していきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤議員

それを見れば最新情報がわかるというものが今ないわけですから、その最新情報をね。そういうものを作ってしっかり市民に知らせてくださいというのが私の質問ですけども、その点についてはいかがですか。

■保健福祉局長

転換期の時期に、そのしっかりとお知らせするというところは留意をして、様々な手法で取り組んだところでございます。

今後もホームページ等は随時更新が可能でございますので、分かりやすくご提示できるように努めたいと考えております。以上でございます。

○伊藤議員

この間もわかりやすく丁寧というところでのし説明も受けておりますけども、わかりやすさで言えば、ほとんどわからないんですね。

理解されていないと思います、最新のことは。そういった意味で、先ほども、重ねますけども、それを見れば、こう分かるというような、こうって丁寧な、やっぱこう相手に理解してもらう、こちらがわかると思ってもわからない。

これだけコロコロコロ変わるんですからね、本当にわからないと思います。

そして、そういう変わったことさえ知らないという方もね、たくさんおられるんですよ。そして、そういう中で、いざ病院にかかるなどと、本当に今どうなってるのかというようなねことですね。日頃、皆さん全員が病院にかかるわけじゃないですから、かかった時にわかるといったような状況です。

それとマイナンバーカード、電子証明書の更新も重なってるんですね。そういったことで、どれを自分で自己申請すればいいのかとかね、そんなことまでしなければいけないのかとか、ほんとにそういったことで戸惑っておられるんですよ。

そして、同じような言葉が並んでるでしょう。だから、実際判断できないというような方が、ほんとたくさんおられるんですよ。

そういったことを、不安を解消するということは我々の責任だと思っておりますので、それを見れば最新情報が分かるというものを、ぜひ作っていただきたい、切にお願いしたいと思っております。

窓口の混乱です。インフラが整ってないのに、このスマホの保険証を順次始めていくなんていう、私に言わせれば、こんなバカなことをなんでするんだろうというように思いますね。

私だけじゃなくて皆さんそうだと思いますけども、その基盤が整ってこそ、じゃあスタートだというのが普通の考え方ではないでしょうか。

それを今、政府は本当に焦って、十分整備、環境整備できてないのに強引に進めようとしてるわけですよ。順次進めていくんですよね。そんなことは普通考えられないですよ。

国民の皆さん、市民の皆さんにはね、ホームページを見ましょう、そんなこと言ってるわけですけども、そんなことをわざわざする人なんていますか。

普通ね、何か調子が悪いと言えはすぐ病院に行くじゃないですかね。スマホが使えるとなれば、スマホだけ持っていくって方が現に増えてるわけですから、そういった混乱が、もう出てるという認識をしないといけないと思っておりますよ。

この窓口の混乱と言いますと、このスマホだけの問題ではないですね。先ほども言いましたように、もういろんな証明書が今あるんですよ。

従来の紙の保険証もしばらくは使えるといったようなこと。マイナ保険証でしょ。それから「資格情報のお知らせ」があり、「資格確認証」がありますよ。ましてや顔認証のマイナンバーカードもあると。ざっとこれ、私、議会で取り上げたと思うんですけども、9種類ぐらいあるんですよ。これらに窓口は対応していかないといけないんですね。

逆に言いますと、そういったいろんな世代で構成される、大家族の方なんかね、混乱してると思うんですけども、特に病院の窓口っていうのは、ほんとに窓口の職員と患者さんのこのトラブルの場になるんです。

いろんな矛盾がここに集中するんです。私、何回もこれ言ってますけども、ほんとに職員のストレスっていうのは、大変なものがこれあるんですよ。

それに、このスマホでしょ。だから、一般の人はどこでスマホが使えるのか使えないのかはわからないですね。

そういったことも踏まえて、これ以上現場の混乱を起こさないためにも、先ほど局長は一保険者だから何も言えないってこと言われましたけども、やはりここはね、しっかり現状をね、しっかり言っていくということが、市民の安心を、市民に対して安心を与えるという重要なことですし、行政への信頼も勝ち取っていくという重要なことだと思っておりますので、ぜひここは声を上げて、一保険者と言わず、しっかり国に声を上げていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

■保健福祉局長

先ほどの答弁と同じ流れになるかと思っておりますが、スマホ保険証自体はですね。国の方で一律な医療保険制度の中で進めている取り組みでございます。

医療機関ですと、そのスマホ保険証が利用可能になる医療機関につきましては、受付でステッカーが表示されるというところで、そのステッカーで、スマホでもカードでもマイナ保険証という、が利用できますということが掲示されますので、それを見て利便性を感じていただける方は、またスマホの保険証、マイナ保険証を利用されるということもあるのかと思っております。

少しずつその利便性をこう高めていくというところは国の方も考えておりますので、それについて医療機関側の窓口にご負担があるというのは実際にそうかもしれませんが、国の方で進めているというところであれば、私どもから何か国に導入延期を申し入れるというところはなかなか難しいものかなと思っております。以上でございます。

○伊藤議員

いろんな限界があるというようなことだと思いますけどもね。

しっかりこの市民の混乱をやっぱり解決するというところではね、声を上げるところはしっかり上げていただきたい、そう思います。

次に移ります。保険料の滞納者への対応でございます。

現在ですね、先ほど説明ありましたように、市内において短期保険証の該当者はいないというような返事がありましたけども、今、保険料の滞納というところではどれくらいの方がおられるのでしょうか。

■財政変革局長

すいません、ちょっと人数ということではないんですが、国民健康保険でよろしいですかね。令和6年度の決算の数字ですね。収入未済額が約31億円ということでございます。

○伊藤議員

いずれにいたしましても、滞納者はかなりおられるという理解でよろしいですかね。

■財政変革局長

そうですね。今、税外債権4債権扱っておりますけども、国民健康保険料が1番数が多いということになります。

○伊藤議員

先ほどの局長の答弁で、既にこういう変更があったことについての内容は職員に通知徹底されてるということでした。

石破内閣は、8月15日に私どもの日本共産党の田村貴昭衆議院議員が、国民健康保険料の滞納で窓口10割負担となった世帯への対応について、質した、質問主意書に対して、自己負担が困難だとの申し出があれば市町村の判断で窓口3割にできると、答弁書、これを閣議決定いたしております。

こういった内容も踏まえて、今後発生されると思われるこの対象者に対してしっかり丁寧に対応していただくことを重ねてお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。